

八木山地区社会福祉協議会 会則（案）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、八木山地区社会福祉協議会と称し、事務所をつつじが丘4丁目6番地に置く。

（目的）

第2条 本会は、地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- （2）地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- （3）社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- （4）関係機関、団体との連絡、調整
- （5）地域内で各種団体が行う福祉活動への援助
- （6）社会福祉に関する調査、研究
- （7）その他、本会の目的達成に必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 会員で、八木山地区に居住する者とする。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く

- | | |
|----------|-----|
| （1）会長 | 1名 |
| （2）副会長 | 3名 |
| （3）理事 | 若干名 |
| （4）評議員 | 若干名 |
| （5）会計監査 | 2名 |
| （6）福祉推進員 | 2名 |

（役員を選出）

第6条 会長は八木山自治会連合副会長を、第一副会長は八木山自治会連合会長をあてる。

2 第二副会長は民生委員児童委員代表を、第三副会長はささえあいの家運営委員長をあてる。

3 理事は地域福祉活動に理解と関心があり、原動力となり本会で互いに協働する団体の代表で構成し、総会で選任する。構成団体と人数は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|-----------|-----|
| （1）自治会福祉担当役員 | 松が丘・つつじが正 | 各1名 |
|--------------|-----------|-----|

(2) 福祉推進員担当役員	松が丘・つつじが正	各1名
(3) 民生委員児童委員	松が丘・つつじが丘	6～7名
(4) 長寿会・シニアクラブ代表	松が丘・つつじが丘	各1名
(5) まちづくり協議会事務局長	まちづくり協議会	1名
(6) まち協福祉推進委員長	地区社会福祉協議会	1名
(7) ボランティアハウス代表	松が丘・つつじが丘	各1名
(8) ささえあいの家副運営委員長	地区社会福祉協議会	2名

4 評議員は地域の声を受け止めるため、各自治会代表や福祉活動にかかわる団体の代表及び福祉に理解と関心のある者によって構成し、総会で選任する。構成団体と人数は次のとおりとする。

(1) ひと八木山小学校	P T A会長又は副会長	1名
(2) 八木山小学校子ども会	会長又は副会長	1名
(3) 少年指導部会	代表	1名
(4) 鶉沼中学校P T A	副会長又はブロック長	1名
(5) 八木山小学校	教頭又は生徒指導主事	1名
(6) 鶉沼中学校	教頭	1名
(7) 校区補導委員	代表	1名
(8) 近隣ケアグループ代表	松が丘・つつじが丘	各1名
(9) 松が丘連合自治会	各自治会長又は代表	7名
(10) つつじが丘統一自治会	各自治会長又は代表	8名
(11) 福祉に理解と関心がある団体代表と個人		若干名

- 5 会計監査は前年度までの本部役員（会長及び副会長）・理事の経験者から選任する。尚、会長・副会長・理事・評議員及び事務局長ほか事務局に所属する者は兼任できないものとする。
- 6 福祉推進員は松が丘連合自治会及びつつじが丘統一自治会から選出された者をあてる。

（役員任期）

第7条 役員任期は、1年とし再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 4 役職をもって役員になった者の任期は、在任期間とする。

（役員職務）

第8条 会長は本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長が執行する組織運営を補佐し、会長に事故あるときは、順位による副会長がその職務を代理する。尚、第三副会長はささえあいの家を代表し、その業務を統括する。
- 3 理事は会長・副会長（以下本部役員という）と理事会を組織し会務を執行する。
- 4 評議員は評議員会を組織し地域の声を代弁する。又、第14条第2項に定める事項を審議する。
- 5 会計監査は本会の会計の執行状況を監査する。
- 6 福祉推進員は会長が執行する業務運営を補佐し事業活動を推進する。

(ささえあいの家)

第9条 本会に事業体として「ささえあいの家」を置く。

- 2 ささえあいの家運営委員会を設置し、事業推進については別途運営規則に定める。
- 3 ささえあいの家運営委員長・副運営委員長は理事会で選任し、その他委員はささえあいの家運営委員会で選任する。
- 4 ささえあいの家運営管理はささえあいの家運営委員会に一任する。
- 5 ささえあいの家活動経過と方針および収支報告と予算は理事会で報告し承認を受ける。

(まち協福祉推進委員会)

第10条 本会にまち協福祉推進委員会を置く。

- 2 まち協福祉推進委員会は本会とまちづくり協議会との連携を深め、まちづくり協議会の行事における福祉活動を推進する。
- 3 委員長及び副委員長は理事会で選任する。
- 4 委員は委員長が推薦し理事会で選任する。

(事務局)

第11条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は理事会の管理のもとに本会運営のための資料作成、広報、その他庶務、会計を行う。
- 3 事務局に広報部を設置し、広く住民に地域福祉情報や本会の事業内容の周知を図る。また会計は福祉推進員が担当する。
- 4 事務局長は事務局員の中から、事務局次長には、会計以外の福祉推進員を、理事会で選任する。
- 5 事務局員は事務局長が推薦し、理事会で承認を受けた者をあてる。

(会議)

第12条 会議は理事会・評議員会・総会とする。

- 2 理事会・評議員会・総会は会長が招集する。
- 3 理事会・評議員会は出席者をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。また総会は議決権を有する出席者の過半数で決する。尚、書面による委任状をもって出席に代えることができる。
- 4 理事会・評議員会・総会の議決は、その構成員で行う。

(理事会)

第13条 理事会に議長を置き、会長をもってこれにあてる。

- 2 理事会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業の方針並びに運営に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他、会長が付議した事項

(評議員会)

第14条 評議員会に議長を置き、そのつど評議員の互選で定める。

2 評議員会は次の事項を審議する。

- (1) 本会の会務に関する事項
- (2) 事業の計画並びに収支予算
- (3) 事業報告並びに収支決算
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

3 評議員会は、地域福祉を進める中で生じた声の発信、および必要な意見・要望を提言する。

(総会)

第15条 本会は毎年1回以上総会を開くものとする。但し、理事会と評議員会の合同会議をもって総会に代えることができる。

2 総会に議長を置き、会長をもってこれにあてる。

3 総会は次の事項を審議する。

- (1) 本会の方針に関する事項
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 事業報告並びに収支決算
- (4) 会則等の制定及び改廃
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

(経費)

第16条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人一各務原市社会福祉協議会からの地区社協交付金
- (2) メニュー事業による助成金
- (3) 地区運営費助成金
- (4) 寄附金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会員の変更)

第18条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

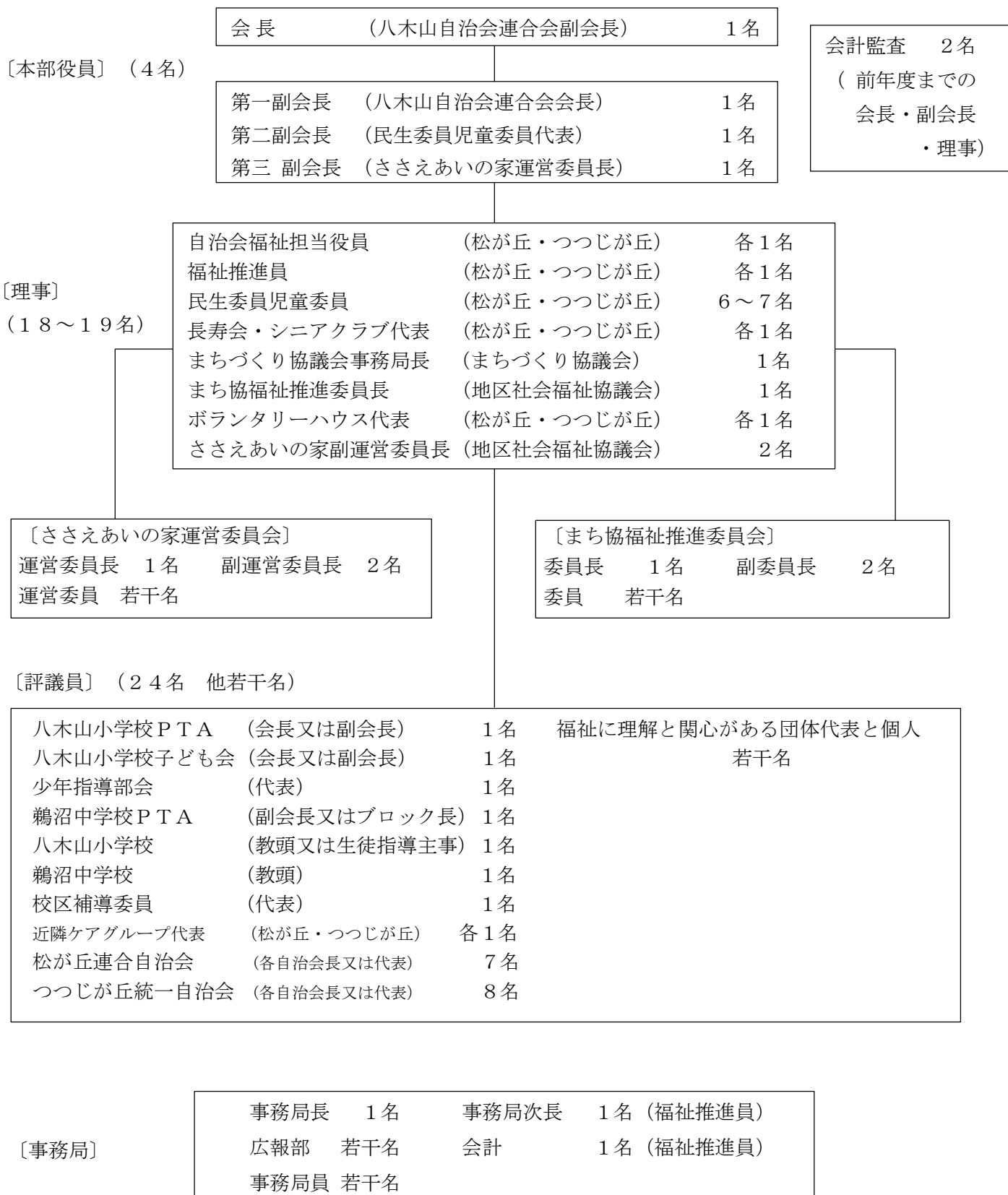
付則

この会則は、平成27年4月12日から施行する。

八木山地区社会福祉協議会 組織図 (案)

別紙5

(平成27年4月12日現在)



- ※ 本部役員、理事を含んで開催する会議を「理事会」という。
- ※ 理事会と評議員会が合同で開催する会議を「合同会議」という。
- ※ 総会は合同会議をもって代えることができる。